千葉市花見川区役所市民駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市庁舎管理規則(昭和40年千葉市規則第25号)に定める もののほか、花見川区役所敷地内の市民駐車場の管理に関し必要な事項を定めるもの とする。

(設置場所)

第2条 市民駐車場は、花見川区役所敷地内に花見川区役所及び花見川保健福祉センターの来庁者(以下「来庁者」という。)の駐車場として確保する。

(管理運営)

第3条 市民駐車場の管理は、花見川区役所地域振興課長(以下「地域振興課長」という。)が行うものとする。

(利用者)

- 第4条 市民駐車場には、来庁者以外の者は駐車してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 災害時の緊急用務のため駐車するとき。
- (2) その他地域振興課長が特に必要があると認めるとき。

(利用時間)

第5条 市民駐車場の利用時間は、千葉市の機関の執務時間を定める規則(平成元年4月 11日規則第47号)第1条第1項に規定する時間内とする。

(利用方法)

第6条 市民駐車場の利用者は、駐車場警備員の指示に従い、駐車場内に安全に駐車するものとする。

(駐車時間)

第7条 市民駐車場の駐車時間は、原則として2時間以内とする。ただし、地域振興課長が特に必要があると認めるときは、この時間に限らず駐車できるものとする。

(駐車時間超過者に対する措置)

- 第8条 地域振興課長は、駐車時間を超えて駐車している者に対しては、次に掲げる措置をとることができる。
 - (1) 口頭注意又は駐車自動車への注意文書の貼付
 - (2) 庁内放送等により駐車自動車の移動を命令すること。
 - (3) その他地域振興課長が必要と認める措置

(利用制限)

第9条 地域振興課長は、庁舎の整備工事その他管理上必要と認めるときは、駐車場の 一部又は全部の利用を制限することができる。

(事故の取扱)

第10条 市民駐車場において発生した事故については、駐車場管理上の責に帰すべき 事由によるもののほか責任は負わないものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。